

福岡県公報

平成22年1月13日
第3060号

目次

| | |
|---|----|
| 告示(第48号-第62号) | |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) | 1 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) | 2 |
| 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更 (漁業管理課) | 2 |
| 道路の区域の変更 (道路維持課) | 5 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) | 6 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) | 6 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) | 7 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) | 7 |
| 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) | 8 |
| 解除予定保安林の所在場所等 (森林保全課) | 8 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) | 8 |
| 平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算 (財政課) | 9 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) | 25 |

公 告

| | |
|---|----|
| 指定管理者の指定 (県民文化スポーツ課) | 25 |
| 指定管理者の指定 (公園街路課) | 25 |
| 選挙管理委員会 | |
| 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選 挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) | 25 |
| 公安委員会 | |
| 情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正 する告示 (警察本部警務課) | 26 |
| 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) | 26 |
| 交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を 改正する規則 (警察本部警務課) | 26 |
| 駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部駐車対策課) | 27 |
| 警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定に より福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正 (警察本部警務課) | 28 |
| 再 掲 | |
| 副知事の担当区分 (人事課) | 28 |

告 示

福岡県告示第48号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー光が丘店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第49号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 筑紫野ベレッサ

(2) 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年12月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------------------|--|
| 株式会社エスシーシー 代表取締役 大橋 哲彦 | 合同会社エスシーシー 代表社員 合同会社西友 職務執行者 青木 岳彦 |

福岡県告示第51号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成21年12月21日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成21年1月福岡県告示第41号）の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成19年の漁業総生産量は10万5千トン（全国16位）、漁業総生産額は約380億円の漁獲実績を上げている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や関門海峡から海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体として多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位または悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために必要な措置を内容とする資源回復計画を作成し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

- (4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導または採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績及び資源回復計画の作成状況の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第1種特定海洋生物資源ごとの平成21年の知事管理量は次表のとおりである。

| 平成21年 | | |
|-------------|-----------------|----|
| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 数量 |
| まあじ | 平成21年1月～12月 | 若干 |
| まいわし | 平成21年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成21年7月～平成22年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成21年1月～12月 | 若干 |

- (2) 第1種特定海洋生物資源ごとの平成22年の知事管理量は次表のとおりである。

| 平成22年 | | |
|-------------|-----------------|------|
| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 数量 |
| まあじ | 平成22年1月～12月 | 若干 |
| まいわし | 平成22年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成22年7月～平成23年6月 | (注1) |
| するめいか | 平成22年1月～12月 | 若干 |

(注1) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

- 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成21年及び平成22年の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

| 平成 21 年 | | |
|---------------|---------|-----|
| 第 1 種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 数 量 |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 若干 |
| | 敷網漁業 | 若干 |
| 平成 22 年 | | |
| 第 1 種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 数 量 |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 若干 |
| | 敷網漁業 | 若干 |

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成21年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|--------------------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成21年9月1日から 平成21年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成21年1月1日から 平成21年2月10日まで | 2,130 |

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

(2) 平成22年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|--------------------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成22年9月1日から 平成22年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成22年1月1日から 平成22年2月10日まで | 2,130 |

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をい

う。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

(1) 平成21年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|-------------------------------------|-----|------------------------------|---------------|
| さわら | さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業 | 豊前海 | 平成21年9月1日から 平成21年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種えびこぎ網漁業及び第3種けた網漁業 | 周防灘 | 平成21年1月1日から 平成21年2月10日まで | 2,130 |

(2) 平成22年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|-------------------------------------|-----|------------------------------|---------------|
| さわら | さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業 | 豊前海 | 平成22年9月1日から 平成22年12月31日まで | 1,440 |
| まこがれい | 小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種えびこぎ網漁業及び第3種けた網漁業 | 周防灘 | 平成22年1月1日から 平成22年2月10日まで | 2,130 |

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」の着実な実施を本県として推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

【まこがれい】

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、国が作成した「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

福岡県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|-------------------------------------|------------------|---------------|
| | | | 前 | 行橋市大字上検地355番1先から 同市大字下検地171番1先まで | 7.6 ~ 13.0 | 247.0 |

| | | | | | | |
|-----|-----|--------------|---|----|-------------------|-------|
| 京 築 | 県 道 | 天生田 吉 国 線 | 後 | 同上 | 10.0 ~ 16.4 | 247.0 |
| | | | 後 | 同上 | 10.0 ~ 17.0 | 260.0 |

福岡県告示第54号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル宗像店
- (2) 所在地 福岡県宗像市稲元2丁目361番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ア 周辺道路への違法駐車が懸念されるためその対策をお願いします。
- イ 周辺道路の渋滞が懸念されるためガードマン等の配置をお願いします。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ア 児童生徒の通学にご注意ください。
- イ 県道ではあるが、歩道の段差を極力なくしてください。また、歩行者の安全確保をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ア 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めてください。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 駐車場等死角ができないよう街灯等の設置、防犯対策を充分に行ってください。

イ 災害時における物資の応援供給をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

駐車車両及び納入中の車両エンジンをかけっぱなしにしないでください。

(6) 廃棄物に係る事項等

来客による周辺地域へのごみのポイ捨てが予想されるため、ごみの拡散防止・収集対策を事業者の責任において行ってください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

開発区域内の緑化に努めてください。

(8) その他

意見なし

福岡県告示第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 トリアス久山ウエストゾーン（1）
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 中央三井信託銀行株式会社 取締役社長 田辺 和夫 | 中央三井信託銀行株式会社 支配人 杉本 公仁 |

福岡県告示第56号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---|-----------|--|--|-------------|
| 新 | 1 | 福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル2階 財団法人 福岡県警友会 | 福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか37箇所 (今回廃止した売りさばき所) (助)福岡県警友会飯塚支部 飯塚市柏の森159-33 (助)福岡県警友会直方支部 直方市殿町5-31 (助)福岡県警友会飯塚支部 嘉麻市鴨生530 (助)福岡県警友会上嘉穂支部 嘉麻市大隈町418-3 (助)福岡県警友会田川支部 田川郡添田町大字庄1074-2 (助)福岡県警友会田川支部 田川郡川崎町大字川崎1709-1 (助)福岡県警友会宮若支部 宮若市宮田20-2 (助)福岡県警友会田川支部 田川市大字奈良2060-23 (助)福岡県警友会上嘉穂支部 嘉麻市上山田422-1 | 平成21年12月31日 |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 旧 | 福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内 ほか46箇所 |
|---|--------------------------------------|

福岡県告示第57号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 指定年月日 |
|-----------|---|-------------------------------|-----------|
| 162 | 直方市殿町5番31号 直方警察署内直方地区交通安全協会 会長 吉永 勉 | 直方市殿町5番31号 直方警察署内 | 平成22年1月1日 |
| 163 | 宮若市宮田20番地2 宮若交通会館内宮若交通安全協会 会長 堀 秀時 | 宮若市宮田20番地2 宮若交通会館内 | 平成22年1月1日 |
| 164 | 飯塚市柏の森159-33 飯塚地区交通安全協会会館内 飯塚地区交通安全協会 会長 江藤雅之 | 飯塚市柏の森159-33 飯塚地区交通安全協会会館内 | 平成22年1月1日 |
| 165 | 嘉麻市鴨生530 稲築庄内交通安全協会 会長 福田広海 | 嘉麻市鴨生530 | 平成22年1月1日 |
| 166 | 嘉麻市大隈町418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 明石 正 | 嘉麻市大隈町418-3 | 平成22年1月1日 |

| | | | |
|-----|--|--------------------------------|----------------|
| 167 | 田川市大字奈良2060 - 23 田川交通会館内 田川交通安全協会 会長 江本竹乙 | 田川市大字奈良2060 - 23 田川交通会館内 | 平成22年 1月 1日 |
| 168 | 田川郡添田町大字庄1074番地 2 添田警察署内 添田大任地区交通安全協会 会長 中畑定美 | 田川郡添田町大字庄1074番地 2 添田警察署内 | 平成22年 1月 1日 |
| 169 | 田川郡川崎町大字川崎1709 - 1 川崎交通安全協会 会長 大久保正己 | 田川郡川崎町大字川崎1709 - 1 | 平成22年 1月 1日 |

福岡県告示第58号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年 1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字高岳1525の1、1525の7・1526の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1526の3、1526の4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第59号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年 1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字堂ヶ迫670の10（次の図に示す部分に限る。）、670の11、671の3（次の図に示す部分に限る。）、671の4、字西ノ原773の2、字コヤ子779、780の2（次の図に示す部分に限る。）、780の3、781の3、828の2、字ノ坂855の2（次の図に示す部分に限る。）、855の3、879の3、893の16から893の18まで、893の21、893の23、893の24

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年 1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 トリアス久山ウエストゾーン（1）

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|----------------------------|----------|----------------------------|----------|
| 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) | 駐輪場の位置 | 収容台数 (台) |
| 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 170 | 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 234 |

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|----------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 荷さばき施設の位置 | 面積 (平方メートル) | 荷さばき施設の位置 | 面積 (平方メートル) |
| 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 2,756.58 | 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 2,965.63 |

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|----------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 廃棄物等の保管施設 の位置 | 容量 (立方メートル) | 廃棄物等の保管施設 の位置 | 容量 (立方メートル) |
| 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 492.79 | 福岡県糟屋郡久山町大字 山田1240番11 外 | 500.79 |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の 名称 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|------------------------|-------|------|-------|------|
| | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| コストコホールセール ジャパン株式会社 | 午前10時 | 午後9時 | 午前10時 | 午後9時 |
| 株式会社ナフコ | 午前8時 | 午後9時 | 午前8時 | 午後9時 |
| 株式会社アイ・ファミ リーマート | 24時間 | | 24時間 | |
| 他78社 | 午前10時 | 午後9時 | 午前10時 | 午後9時 |
| 前回変更店舗 | 午前6時 | 午前0時 | 午前6時 | 午前0時 |

| | | | | |
|--------|---|---|-------|------|
| 今回変更店舗 | - | - | 午前10時 | 午後9時 |
|--------|---|---|-------|------|

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設の 位置 | 時 間 帯 | |
|---------------------|-------|-----------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| I - 2 棟北西側 (新設) | - | 午前8時30分から午後6時まで |

福岡県告示第61号

平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成21年12月第14回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

第158号議案

平成21年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

平成21年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,286,845千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,722,985,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成21年12月18日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 7 分担金及び負担金 | | 11,324,915 | 1,040 | 11,325,955 |
| | 2 負担金 | 10,756,521 | 1,040 | 10,757,561 |
| 9 国庫支出金 | | 292,324,154 | 1,359,241 | 293,683,395 |
| | 1 国庫負担金 | 97,923,446 | △ 1,475,439 | 96,448,007 |
| | 2 国庫補助金 | 189,341,100 | 2,844,022 | 192,185,122 |
| | 3 委託金 | 5,059,608 | △ 9,342 | 5,050,266 |
| 12 繰入金 | | 41,360,742 | △ 7,664,766 | 33,695,976 |
| | 2 基金繰入金 | 36,605,585 | △ 7,664,766 | 28,940,819 |
| 13 繰越金 | | 57,769 | 804,184 | 861,953 |
| | 1 繰越金 | 57,769 | 804,184 | 861,953 |
| 14 諸収入 | | 148,171,414 | 34,456 | 148,205,870 |
| | 5 受託事業収入 | 6,788,076 | 13,690 | 6,801,766 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|------|----------------------|--------------------|----------------------|
| | 8 雑入 | 8,635,747 | 20,766 | 8,656,513 |
| 15 県債 | | 255,738,600 | 179,000 | 255,917,600 |
| | 1 県債 | 255,738,600 | 179,000 | 255,917,600 |
| 歳入合計 | | 1,728,271,918 | △ 5,286,845 | 1,722,985,073 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|----------|------------|-----------|------------|
| 1 議会費 | | 2,862,625 | △ 38,225 | 2,824,400 |
| | 1 議会費 | 2,862,625 | △ 38,225 | 2,824,400 |
| 2 総務費 | | 60,556,937 | 462,351 | 61,019,288 |
| | 1 総務管理費 | 28,869,171 | △ 63,949 | 28,805,222 |
| | 2 企画費 | 4,416,332 | 336,963 | 4,753,295 |
| | 3 徴税費 | 16,753,820 | △ 140,065 | 16,613,755 |
| | 4 市町村振興費 | 4,877,561 | △ 5,661 | 4,871,900 |

| | | | | |
|---------|----------|-------------|-----------|-------------|
| | 5 選挙費 | 2,268,648 | △ 2,059 | 2,266,589 |
| | 6 防災費 | 1,395,220 | 360,758 | 1,755,978 |
| | 7 統計調査費 | 1,298,905 | △ 10,849 | 1,288,056 |
| | 8 人事委員会費 | 274,019 | △ 4,737 | 269,282 |
| | 9 監査委員費 | 403,261 | △ 8,050 | 395,211 |
| 3 保健費 | | 207,607,113 | 1,916,789 | 209,523,902 |
| | 1 保健企画費 | 9,039,644 | △ 171,979 | 8,867,665 |
| | 2 健康対策費 | 14,961,814 | △ 11,004 | 14,950,810 |
| | 3 生活衛生費 | 1,993,959 | 2,122,429 | 4,116,388 |
| | 4 医薬費 | 7,721,984 | △ 8,584 | 7,713,400 |
| | 5 医療介護費 | 154,899,117 | △ 9,742 | 154,889,375 |
| | 6 高齢者支援費 | 18,990,595 | △ 4,331 | 18,986,264 |
| 4 環境費 | | 5,032,886 | △ 18,969 | 5,013,917 |
| | 1 環境費 | 5,032,886 | △ 18,969 | 5,013,917 |
| 5 生活労働費 | | 146,762,190 | 361,578 | 147,123,768 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|------------|-----------|------------|
| | 1 県民生活費 | 5,666,473 | △ 34,136 | 5,632,337 |
| | 2 福祉企画費 | 8,557,784 | 209,370 | 8,767,154 |
| | 3 児童家庭費 | 33,247,749 | △ 43,390 | 33,204,359 |
| | 4 障害者福祉費 | 39,948,894 | △ 23,789 | 39,925,105 |
| | 5 生活保護費 | 34,198,637 | △ 53,046 | 34,145,591 |
| | 6 社会福祉費 | 10,153,528 | △ 2,822 | 10,150,706 |
| | 7 労働企画費 | 1,778,783 | △ 19,077 | 1,759,706 |
| | 8 職業訓練費 | 3,143,949 | △ 32,102 | 3,111,847 |
| | 9 失業対策費 | 9,774,750 | 364,846 | 10,139,596 |
| | 10 労働委員会費 | 291,643 | △ 4,276 | 287,367 |
| 6 農林水産業費 | | 73,205,518 | △ 107,531 | 73,097,987 |
| | 1 農林水産業企画費 | 8,863,460 | 119,547 | 8,983,007 |
| | 2 農業費 | 10,068,184 | △ 102,333 | 9,965,851 |
| | 3 畜産業費 | 2,317,692 | △ 20,797 | 2,296,895 |

| | | | | |
|-------------|-----------------|-------------|----------|-------------|
| | 4 農 地 費 | 25,863,807 | △ 51,997 | 25,811,810 |
| | 5 林 業 費 | 16,585,389 | △ 22,529 | 16,562,860 |
| | 6 水 産 業 費 | 9,506,986 | △ 29,422 | 9,477,564 |
| 7 商 工 費 | | 119,626,719 | 384,715 | 120,011,434 |
| | 1 商 業 費 | 112,808,539 | △ 18,780 | 112,789,759 |
| | 2 工 鉱 業 費 | 6,522,420 | 405,393 | 6,927,813 |
| | 3 観 光 費 | 295,760 | △ 1,898 | 293,862 |
| 8 県 土 整 備 費 | | 213,855,322 | 117,255 | 213,972,577 |
| | 1 県 土 整 備 企 画 費 | 36,448,854 | △ 58,076 | 36,390,778 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 87,429,515 | 73,869 | 87,503,384 |
| | 3 河 川 海 岸 費 | 42,138,041 | 148,386 | 42,286,427 |
| | 4 港 湾 費 | 5,616,184 | △ 5,270 | 5,610,914 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 23,735,694 | △ 21,755 | 23,713,939 |
| | 6 住 宅 費 | 8,884,085 | △ 12,940 | 8,871,145 |
| | 8 水 資 源 対 策 費 | 7,213,207 | △ 6,959 | 7,206,248 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|-------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 9 | 警察費 | 133,903,172 | △ 1,887,171 | 132,016,001 |
| | 1 警察管理費 | 130,600,322 | △ 1,887,171 | 128,713,151 |
| 10 | 教育費 | 407,919,896 | △ 6,528,893 | 401,391,003 |
| | 1 教育総務費 | 37,932,637 | △ 106,363 | 37,826,274 |
| | 2 小学校費 | 141,887,752 | △ 2,992,645 | 138,895,107 |
| | 3 中学校費 | 83,232,776 | △ 1,742,412 | 81,490,364 |
| | 4 高等学校費 | 66,970,006 | △ 1,164,326 | 65,805,680 |
| | 5 特別支援学校費 | 29,584,386 | △ 544,470 | 29,039,916 |
| | 6 社会教育費 | 5,559,350 | 26,699 | 5,586,049 |
| | 7 保健体育費 | 1,584,975 | △ 4,806 | 1,580,169 |
| | 8 大学費 | 3,786,053 | △ 570 | 3,785,483 |
| 11 | 災害復旧費 | 5,208,782 | 51,256 | 5,260,038 |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 2,770,128 | 51,256 | 2,821,384 |
| 歳出合計 | | 1,728,271,918 | △ 5,286,845 | 1,722,985,073 |

第2表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 | 額 |
|-------------|----------------------|---------------------------------|-------------|
| 福岡女子大学施設整備費 | 平成22年度 | | 2,494,130千円 |
| 災害援護資金利子補給 | 平成24年度から 平成31年度まで | ただし、平成21年度利子補給対象融資限度額 158,400千円 | 9,197千円 |
| 道路特別補修費 | 平成22年度 | | 1,098,000千円 |
| 交通安全施設維持費 | 平成22年度 | | 277,000千円 |
| 交通安全対策費 | 平成22年度 | | 352,000千円 |
| 道路改築費 | 平成22年度 | | 1,025,000千円 |
| 河川改修費 | 平成22年度 | | 805,000千円 |
| 砂防事業費 | 平成22年度 | | 143,000千円 |
| 海岸災害防除対策事業費 | 平成22年度 | | 90,000千円 |
| 海岸整備事業費 | 平成22年度 | | 30,000千円 |
| 街路関連道路整備事業費 | 平成22年度 | | 30,000千円 |
| 公園関連事業費 | 平成22年度 | | 40,000千円 |

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|---------------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 橋 り よ う 架 換 費 | 平成22年度 | 297,000千円 | 平成22年度 | 487,000千円 |

第3表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------------|-------------|--|---------|--|------------|--|---------|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 河川事業費 | 9,610,500 | 証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとは認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。 | 年9.0%以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。 | 9,625,100 | 証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとは認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。 | 年9.0%以内 | 起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。 |
| 砂防事業費 | 3,340,900 | | | | 3,388,000 | | | |
| 道路事業費 | 40,853,300 | | | | 40,929,800 | | | |
| 災害復旧事業費 | 1,409,000 | | | | 1,460,200 | | | |
| 退職手当 | 15,300,000 | | | | 15,234,000 | | | |
| 災害援護資金貸付事業費 | | | | | 55,600 | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | 255,738,600 | | | 255,917,600 | | | | |

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | |
|----------|------------|---------------|----------|--------|
| 5 生活労働費 | 2 福祉企画費 | 福祉人材確保対策費 | 117,633 | |
| 6 農林水産業費 | 1 農林水産業企画費 | 農林水産業後継者対策費 | 193,523 | |
| | 4 農地費 | 湛水防除事業費 | 179,780 | |
| | | 5 林業費 | 県代行林道開設費 | 66,400 |
| | | | 県営林道開設費 | 52,200 |
| | | 治山事業費 | 34,611 | |
| | 6 水産業費 | 漁港修築事業費 | 120,000 | |
| 8 県土整備費 | 2 道路橋りょう費 | 道路交通安全施設整備費 | 70,000 | |
| | | 道路改良費 | 434,000 | |
| | | 地域活力基盤道路整備事業費 | 836,000 | |
| | 3 河川海岸費 | 海岸管理費 | 15,520 | |
| | | 広域河川改修費 | 193,000 | |
| | | 都市河川改修費 | 275,000 | |

| | | | |
|---|-----------|---------------------------|---------|
| | | 堰 堤 改 良 費 | 250,000 |
| | | 住 宅 宅 地 関 連 河 川 改 修 費 | 65,000 |
| | | 床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 | 80,000 |
| | | 河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費 | 13,000 |
| | | 通 常 砂 防 事 業 費 | 91,000 |
| | | 地 す べ り 対 策 事 業 費 | 66,000 |
| | | 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 | 43,000 |
| | | 砂 防 総 合 流 域 防 災 事 業 費 | 53,000 |
| | | 海 岸 高 潮 対 策 事 業 費 | 73,000 |
| 4 | 港 湾 費 | 港 湾 改 修 事 業 費 | 88,000 |
| | | 港 湾 局 部 改 良 事 業 費 | 21,000 |
| | | 港 湾 整 備 事 業 費 | 51,000 |
| 5 | 都 市 計 画 費 | 地 域 活 力 基 盤 街 路 整 備 事 業 費 | 370,000 |
| | | 都 市 公 園 施 設 費 | 237,000 |

第159号議案

平成21年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

平成21年12月18日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|--------|
| 3 宝満川流域 下水道事業費 | 1 宝満川流域 下水道事業費 | 宝満川流域下水道建設費 | 38,800 |
| 5 筑後川中流右岸流域 下水道事業費 | 1 筑後川中流右岸流域 下水道事業費 | 筑後川中流右岸流域下水道建設費 | 16,600 |
| 7 矢部川流域 下水道事業費 | 1 矢部川流域 下水道事業費 | 矢部川流域下水道建設費 | 86,300 |
| 8 遠賀川中流流域 下水道事業費 | 1 遠賀川中流流域 下水道事業費 | 遠賀川中流流域下水道建設費 | 42,500 |

福岡県告示第62号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人柳川まちづくり楽校

(2) 代表者の氏名

西嶋 洋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市本町114番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、柳川市民、および来訪者に対して、人、文化、歴史、産業などをはじめとした柳川の魅力を発掘・育成するまちづくり事業を行い、柳川の潜在的な価値向上に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第3条の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|---------------|--------------------|------------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県立ももち文化センター | 広島市西区商工センター2丁目3番1号 | 株式会社イズミテクノ | 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで |

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、福岡県営都市公園の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成22年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|------------|---------------------|------------------------------------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県営中央公園 | 北九州市小倉北区下道津5丁目9番22号 | 岡崎建工株式会社 | 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで |
| 福岡県営筑豊緑地 | 福岡市南区那の川1丁目23番35号 | 九電工・カホスイミング・九州林産グループ（代表団体 株式会社九電工） | 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで |
| 福岡県営筑後広域公園 | 筑後市大字長浜2090番地7 | 筑後広域公園振興事業団（代表団体 株式会社AJ・コーポレーション） | 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで |

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第10号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、

平成21年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年1月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 海区名 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 |
|---------|--------------------|
| 福岡県豊前海区 | 382 |
| 筑前海区 | 1,320 |
| 福岡県有明海区 | 959 |

公安委員会

福岡県警察本部告示第1号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年1月13日

福岡県警察本部長 田中法昌

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第1条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表黒木警察署情報公開窓口の項中「八女郡黒木町大字桑原」を「八女市黒木町桑原」に改める。

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表黒木警察署個人情報保護窓口の項中「八女郡黒木町大字桑原」を「八女市黒木町桑原」に改める。

附則

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年1月13日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県宮若警察署の部若宮駐在所の項中「福丸252番地2」を「金丸790番地10」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会規則第2号

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年1月13日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則及び福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第1条 交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県八女警察署の部光友駐在所、北山駐在所及び辺春駐在所の項中「八女郡立花町大字」を「八女市立花町」に改め、同表福岡県黒木警察署の部を次のように改める。

| | | |
|----------|-------|------------------|
| 福岡県黒木警察署 | 黒木交番 | 八女市黒木町本分1153番地6 |
| | 横山駐在所 | 八女市上陽町上横山4479番地1 |

| | |
|--------|--------------------|
| 星野駐在所 | 八女市星野村13080番地 5 |
| 北川内駐在所 | 八女市上陽町北川内643番地 1 |
| 大淵駐在所 | 八女市黒木町大淵4056番地 2 |
| 矢部駐在所 | 八女市矢部村北矢部10511番地 1 |

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部3号の項中「八女郡立花町大字上辺春」を「八女市立花町上辺春」に改める。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第1号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

平成22年1月13日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

| 講 習 期 日 | | 講 習 時 間 | 講 習 場 所 |
|-------------|------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第 一 回 | 講 義 | 平成22年2月16日(火)及び 同年2月17日(水)の2日間 | 福岡市博多区吉塚本町13番 55号 博多サンヒルズホテル |
| | 修 了 考 査 | 平成22年2月23日(火) | |

講習は2日間の講義と1週間後の修了考査で行う。

2 申込み受付期間

平成22年1月20日(水)から平成22年2月5日(金)まで(福岡県の休日を定める

条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署(交番、駐在所等の出先機関では受理しない。)

4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通(上記申込み場所で交付)
- (2) 写真 1枚(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm)

5 講習受講手数料

19,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (2) 受講人員は60名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
 - ア 18歳未満の者
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ウ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤

中毒者などに該当する者等

- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092 - 641 - 4141内線5297））に問い合わせること。

福岡県公安委員会告示第3号

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（平成19年1月福岡県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年2月1日から施行する。

平成22年1月13日

福岡県公安委員会

表の県道の部八女香春線の項中「、朝倉郡及び八女郡星野村」を「及び朝倉郡」に改める。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条において準用する同条第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第53号

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成21年4月福岡県告示第644号の3）は、廃止する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 副知事山崎建典の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、総務部（私学学事振興局を除く。）、企画・地域振興部、保健医療介護部、福祉労働部、農林水産部、県土整備部及び建築都市部に関する事項

- (2) 選挙管理委員会に関する事項

- (3) 監査委員に関する事項

- (4) 収用委員会に関する事項

- (5) 海区漁業調整委員会に関する事項

- (6) 内水面漁場管理委員会に関する事項

2 副知事海老井悦子の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、秘書室、総務部私学学事振興局、新社会推進部、環境部、商工部及び会計管理局に関する事項

- (2) 企業局に関する事項

- (3) 教育委員会に関する事項

- (4) 人事委員会に関する事項

- (5) 公安委員会に関する事項

- (6) 労働委員会に関する事項

- 3 知事が特に指定する事項については、第1号及び第2号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

- 4 第1号及び第2号に定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。